

昭和三十年以後（昭和三十年一月一日以降）

アメリカから慰謝料七億二千万円

昭和三十年一月一日、三崎町、南下浦町、初声村が合併して三浦市が誕生した。三浦市は祝賀ムードに包まれた。でもビキニ事件は終わっていなかった。

おトソ気分の抜け切らない一月四日、アメリカ政府は突如として「法律上の責任問題とは関係なく、慰謝料として二百万ドル（七億二千万円・当時は一ドル三六〇円）を日本政府に支払う」と連絡してきた。日本側はこれを了承した。いわゆる政治決着である。これに対し業界は直ちに猛反発した。日鯉連が試算した漁業者の直接損害額は二〇億五〇五一万三千円となっているので、要求額の三分の一程度の額だったからである。これではとても「お年玉」といって喜べなかったのだ。しかもこれが補償ではなく、慰謝料という点が引かかった。

日鯉連、慰謝料に反発

日鯉連が算出した損害額（約二十億円）と、アメリカ側が示した慰謝料とでは余りにも差があり過ぎるために、業界側の猛反発を招いたもので、この問題を重視した日鯉連と日カツでは、翌五日、直ちに外務大臣に対し、次のような要望書を提出した。（外務省文書）

『要 望 書』

政府は今般米国政府との間に二〇〇万ドル（七億二〇〇万円）の慰謝料の形を以てビキニ事件の最終的妥結をしたことは我々まぐる漁業者の最も遺憾とするところであります。

既に十数回に亘り政府に対して要求した二、〇五〇、五一三千円は我々まぐる漁業者が水爆実験によって蒙った直接損害の内の最低線であつて、この程度にては到底被災によるまぐる漁業者の窮状は救われるべくありません。

而も右要求金額はどこまでも当然要求できる法律上の権利でもあり、我々は一步もこれを譲ることは出来ません。

この最低金額については、その全額について我々は飽くまで日本政府の賠償又は補償を要求する。

右申入れます。

昭和三十年一月五日

日本鯉鮪漁業協同組合連合会

日本鯉鮪漁業者協会

会 長 横 山 登 志 丸

人類を破滅に導く原水爆実験は凡ての日本人がその実験の禁止を叫んでいるにも拘らず今回日本政府のとつた安易な日米間の妥結方法は左記の点から被害当事者である我々まぐる漁業者の到底承服し難いところである。

記

一、将来の原水爆実験に禁止及び危険防止につき具体的取決めがなかったこと。

即ち原水爆の危険防止上、今回の事件に就いては法律的に責任の所在を明らかにし且つ被害に対する賠償支払の根拠を明確にすることが過去将来とも絶対に必要であった。かかる故に我々は強くこのことを政府に要望してきたのであるが、慰謝料をもって妥結をしたことは、太平洋を漁場とする漁業者にとって危険は除かれないし又国民の不安は除去できない。

二、日本外交の失態

イ 前記の如く責任の所在を明確にできなかったこと。

ロ 損害について法律上当然要求すべき権利を主張せずその結果妥結金額は我々の良心的な最低要求額の三分の一にも達しない。

ハ 交渉過程において問題となった直接損害と間接損害について重大な過失があった。

即ち日本語の語感からすると直接損害とは加害者の行為から時間的場所的に直接生じた損害のみと解し易いが法律的（特に英米法では）に直接損害 *direct damage* とは「賠償されるべき損害」であって直接というのは時間的場所的な遠近を問題とすることなく因果関係の連鎖が他の事柄によって中継されずに続いている状態による損害乃至合理人が予見し得べき損害をいうのである。

我々の要求金額六百万ドルは当然所謂直接損害である。然るに日本政府はこの法律的研究を怠り「間接損害だけでも賠償してくれ」との態度をとったことは重大なる過失である。

※ 今後政府に要求する点

一、将来万止むを得ず原水爆実験をする場合には確実な予防措置を講ずるようアメリカ政府に求め我々に明示すること。

二、水爆事件によって現実に我々の受けた損害中賠償を要求する損害額は政府の積算した額（国会答弁二十九年九月四日参議院水産委員会）と略々等しい。

政府の責任において妥結した二百万ドル（七億二千万円）とは関係なく日本政府に対し我々の要求している直接損害（二十億五千五十一万三千円）の全額補償がされるよう要求する。』

このままでは納得できないとして日鯉連では、一月十日参議院会館で全国かつおまぐろ漁業者大会を開き次のような決議をした。

『決議』

政府が今回、ビキニ環礁水爆実験による補償問題につき、我々の要望に反し、事件責任の所在並びに補償支払いの法律的根拠を明確にすることなく、また将来の原・水爆の危険に対し何等予防措置の取決めをなさず、単に慰謝料二百万ドルを受領し妥結を見たことは、我々まぐろ漁業者の到底承服しがたい処である。

我々は全国かつお・まぐろ漁業者の総意によって政府に対し左記要求する。

記

一、太平洋に於ける原・水爆実験の中止

一、政府の責任において妥結した二百万ドル（七億二千万円）と我々の要求している直接損害二十億

五千五十一万三千円との差額を日本政府において賠償又は補償するよう要求する

右決議する

昭和三十年一月十日

全国かつおまぐろ漁業者大会』

この決議書は翌十一日、日カツの代表として高橋亘さん、寺本正市さんらが外務省を訪問して提出しているが、アジア局で作成したこのときの報告書が残っている。

『本十一日、日本鯉鮪漁業者協会代表高橋亘氏はか二名、同協会顧問弁護士小川保男氏と同道次官室に来訪「ビキニ水爆実験による損害補償に関する要求書」及び「決議書」(別添)を持参の上左の通りの陳情があった。(優面應對)

一、今回の慰謝料二百万ドルによる妥協については種々の事情もあることと推察出来るので今になって苦情を申し立てるつもりはない。

二、但し、対米交渉を離れて、二百万ドル(七億二千万円)と、我々が当初から要求している直接損害二十億五千万円との差額を日本政府において補償して貰いたい。

三、七億二千万円の配分については、その中から行政費(例えば鮪の検査費用、俊鶴丸の調査費用等)を控除しないで配分して欲しい。又従来の融資実績に捉はれずに公正に配分して欲しい。

四、水産庁その他の関係各庁にも陳情するが、補償金額の配分に関する打合會には次官もメンバーであるので、我々の要求が通るよう宜しく願いたい。云々』

参議院水産委員会での慰謝料問題のやり取り

アメリカが示した慰謝料二百万ドルを、日本政府はどのような理由から受け入れたのか、そのいきさつを説明する参議院常任水産委員会でのやり取りの様子が、かつおトまぐろ No.49 に収録されているのでここで紹介する。この委員会は、昭和三十年一月二十二日に開かれた。

『小林委員　ビキニ被爆事件の補償妥結について政府の見解を承りたい。①二百万ドルは損害額といかなる関係にある金額か②法律上の責任問題と関係なく慰謝料として受諾した理由如何③法律上の米国政府の保証責任の問題は今後も存続するものと考えられるが今回の慰謝料受諾によりこの責任は消滅したか。

中川アジア局長　①この二百万ドルは日本側の損害額に比べると少ないが米国政府の責任問題として、正面きって折衝する場合さらに少なくなると思った②法律問題を論議していたのでは、額の点で到底満足できないと思ひ政治的に解決を図った③今回の慰謝料で本件の最終的解決を図ったので法律上の責任をこれ以上追及しない。

千田委員　将来もし水爆被害がおきた場合今までの方針通りやるつもりか。また国民の財産を補償するという憲法の解釈をどう思うか。

アジア局長　今回の解決方法は必ずしもその前例にならない。

(中略)

千田委員　それでは今度の措置についてはある程度補償されているから満足であると思うか。

アジア局長 損害の全額を法律問題として米国に納得させることは国際法上議論があるので困難だ。

例え米国の法廷に訴えたところで、全部が補てんされるとは到底期待できない。私は被害者の利益を考え政治的解決が最善の措置と思った。

(中略)

千田委員 日本が外交の自主権を貫き堂々と主張したのならともかく、単に米国のお手盛りでがまんしろというのは本委員会のみではなく全国民が了承できない。

森崎委員 私は賠償の請求権を行使したのかしなかったのかはっきりしてもらいたい。

条約局長 国際間の先例に顧みて法律論で請求したら恐らく直接損害の四億三千万も取れたかどうかわからない。むしろ二百万ドルは先例よりもはるかにいいと言う事を率直に申し上げる。

森崎委員 正式に請求権を行使すればこの何倍も取れたかも知れないのに、あなたは取れないという見透しでやっている。そのこと自体が日本外交の非常に愚劣な点だ。第二に全責任は国家が取ってくれると否にかかわらず当然国家で見なければならぬ。従って国家が二十六億円を揃えて被害者に配分するものと確認してよい。

床次次官 二十六億は損害額の資料の申出のあったものを送付したもので取らねばならぬと考えていた具体的な数字ではない。

田上参事官 政府が米国と折衝したのは全被害者の代理として請求したのではない。政府は外交保護権に基づき政府自体の損害として請求したので、外務省の努力により二百万ドルで示談となったわけである。

森崎委員 独自の立場で国家が米国と折衝した結果妥結したからには二百万ドルを取るのは国家であつて被害者ではない。従つて新しい観点にたつて政府は被害者に賠償すべきではないか。

田上参事官 日本政府は被害を及ぼしたものであるとしての責任を問われる理由はない。差額をどうするかは別個の問題であつて……。〔以下略〕

業界の猛反発に、二月四日、根本竜太郎内閣官房長官は「補償の不足分を融資で補う」と言明、政府は急速、一億五千万円をマグロ漁業振興費補助金として支払うことになった。（丸生組合史）

慰謝料の配分

政府は昭和三十年四月二十八日の閣議で、アメリカからの慰謝料七億二千万円の配分額をきめた。配分額が決まったものの、個々の漁業者への配分は、資料作成などの関係もあつて、実際に配分が始まったのは、八月十二日からだったと日鯉連史Ⅰに記されている。

総額七億二千万円の中から、第五福龍丸関係、商船、流通業者、焼津市の立て替え分などを差し引いた残り、五億八四六五万六千円が漁業者に支払われた。その内訳は次の通りだが、この配分では、政府発表の数字と実際とは若干の誤差があるので、ここでは調整済みの数字を掲げた。

『危険区域設定による漁船の損害

五一・一六万三〇〇〇円

魚価低落によるまぐろ生産者の損害

四億一三五万四〇〇〇円

廃棄したマグロの市価

一億一九九万九〇〇〇円

慰謝料総額

五億八四六五万六〇〇〇円』

このうち神奈川県に支払われたのは 一億七九三七万七一〇〇円である。(対象一四七隻)

産地仲買業に対しては見舞い金として 一六〇〇万〇〇〇〇円が支払われたが、うち三崎へは九

〇〇万円が配分された。

(日鯉連史Ⅰ、ビキニ水爆資料集等を参考にした)

「日本かつお・まぐろ漁業信用基金協会」の設立

慰謝料の配分の段階で、慰謝料の有効な活用についての意見が出され、政府が決定した「まぐろ漁業振興費補助金」の一億五千万円を役立てることになり、この補助金の使途を検討した結果、カツオ・マグロ漁業者全般に利益を及ぼすという趣旨のもとに、逼迫した資金需要を緩和するために基金協会を作ることになった。基金協会は関係漁業者の出資一億五千万円、それにマグロ漁業振興費補助金一億五千万円、合わせて三億円をもって設立されることになり、「日本かつお・まぐろ漁業信用基金協会」として九月二十七日に設立総会を上げ、十一月五日、正式に発足した。

この協会の設立発起人には十九人の名前が連なっているが、神奈川県関係では、丸生の寺本正市組合長、拓洋水産株式会社の米沢六蔵社長の二人の名前がある。(日鯉連史Ⅱによる)

原水爆実験反対三浦市民大会

昭和三十一年一月十二日、アメリカは「今春エニウエトック実験場で核兵器の実験をする」と発表

した。当然、猛反対の世論が巻き起こった。これに呼応して四月十四日、三浦市では、新生座で漁民を主体とする「原水爆実験反対三浦市民大会」が開かれた。主催団体は三浦市、丸生、協会、県漁業協同組合連合会、丸魚、船員組合である。かつおとまぐろ No.53 は、『定刻午後一時には上下階を埋めつくし、やがて通路も立ちつくす人々に溢れた』と記している。この席上で各団体の代表は次のように発言している。（かつおとまぐろ No.53 による）

三浦市議会三堀清治議長『市議会反対決議の下に、久保山氏の死を無駄にするな』

丸生寺本正市組合長『今回の実験発表には全く悲痛の感に打たれる。絶対に禁止すべく本大会の決意を十七日の中央大会に燃え上がらせたい』

協会菅野進会長『昨年のビキニ事件の苦しみも新たに、再び事件の繰り返されることのないよう、皆さんのこの結集した力で強く米国に要請したい』

船員組合浅井繁春組合長『モルモットにされることなど真ッ平だ。民主国家の看板を掲げるアメリカの良心を不信する』

このほかにも関係者がそれぞれの立場で発言をした。

実験再開に際し、三崎保健所は一月十四日、三浦市に対し市の水爆対策を聞いているが、保健所としても検査体制の準備を始めた。このことについて十四日の三崎港報は、三崎保健所の検査体制を次のように報じている。

『調査期間』

水爆実験開始から当分の間

検査場所

第一次 三崎魚市場

第二次 三崎保健所

第三次 国立衛生試験所

調査方法

A 魚市場 入港船について漁場調査。被爆疑海域の漁獲物について携帯用G H管でカウント試験。危険水域で操業し、または危険水域を通過した漁船について、船舶、漁具および船員の汚染試験。

B 保健所 一〇〇〇カウント以上の魚体の解剖学的精密試験。一〇〇〇カウント以上の高カウントの魚体を国立衛生試験所に送致して元素分析をする。』

県議会で原水爆実験禁止要望決議

県議会では、三十一年二月定例会で、原水爆実験禁止要望決議をした。これは、米英両国が水爆実験の再開を表明したところからこれに強く反発したもので、ビキニ事件の再発を懸念した。（この年五月以降十月までに太平洋のエニウエツクとインド洋のモンテペロ諸島で十六回の実験が行われた）

『原水爆実験禁止要望決議』

人類を破滅に導く原水爆の実験禁止を要望するのは、単にこの悲惨なる被害を身を持って体験した我々日本国民のみならず、今や全世界の強い世論である。

しかるにソ連においては、無警告にこの実験が行われ、また米国及び英国においても再びこの実験が行われようとしており、誠に憂慮に堪えない。

殊に遠洋漁業の根拠地たる三崎港を持つ本県においては、ビキニ実験により莫大なる損害を蒙っているばかりでなく、その恐怖は到底忘れ得ないものがある。

よって本県議會は政府に対し、この種の実験が絶対に行われないよう最善の措置を講ぜられんことを強く要望する。

右決議する。

昭和三十一年三月七日

神奈川県議會

このあと県議會では、三十三年三月二十九日にも水爆実験禁止要望決議をしている。

原水爆実験反対国民大会

四月十七日には東京新橋駅前野外ステージで全国大会が開かれた。この日は夏のような暑さだったが、『全国各地から集まった関係者約千人は、途中で立ち去る人もいなかった。』と、かつおトまぐろNo.53は記している。

この大会は大日本水産会、日鯉連、日カツ、全国漁業協同組合連合会、全日本海員組合、全国漁船労働組合協議会、東京都水産物卸売人協会、京浜地区水産物仲買組合連合会、東京魚商協同組合が主

催、原水爆禁止日本協議会、全国地域婦人団体連絡協議会が協賛して行われた。

この大会では、各団体の代表者九人が、意見を述べたが、丸生の寺本正市組合長は、次のように述べた。（かつおトまぐろ No.53 より）

『私共はさる十四日、原水爆反対三浦市民大会を開催、三万六千の市民が、一丸となって先程来配布のごとく決議し、本日その代表と共に馳せ参じた次第である。

一昨年 of ビキニ実験により私共は貴い人命を失ったのみならず、経済的精神的に深刻な打撃を被り、塗炭の苦しみに追いこまれている。しかも僅か許りの見舞い金のみを以て補償の道を断たれ、未だにその苦しみから抜けきらずにいる。

当時から私共は日本政府を通じて、その被害の重大さを訴え、実情を審さに報告して、今後再びかかる実験の行われぬよう強く要求してきた。漁場を追われ、身を危険にさらされ、損害を被るものは貧弱な我々漁業者なのだ。まさに公海自由の蹂躪であり、日本漁業の将来に関わる重大な問題である。少しばかりの補償などで被害は回復するものでなく、実験は絶対に禁止して貰わなければならぬ。過般、衆、参両院においてそれぞれ全会一致の禁止決議を行った。政府が毅然とした態度で事に当たってくれぬ限り、日本の漁業は滅亡の他ない。

然るに、またも米国及び英国が原水爆の実験を行うという。全く悲痛の感に打たれる。一体政府は何をしておるのか。拱手傍観、ただ危ないぞというだけだ。この実験が再び行われるならば事態は取り返しのつかぬものとなる。

本日、この大会に結集された総意を以て強力に政府に要請し、米英政府に対して速やかに原水爆実

験の中止を要求するよう切望してやまぬものである。

ここに本目的貫徹のため、諸氏の御賛同とご協力をお願いする次第です。』

大会は次のような宣言と、決議を採択した。

『宣

言

原水爆の実験は人類の生存に重大なる脅威を与える。

われわれは人道上如何なる国に対しても之が実験の禁止を要求する。

特に近くアメリカ及びイギリスが行わんとする太平洋上エニウエック環礁並びにインド洋モンテ・ペロ島における実験は公海自由の原則を侵害し且つわれわれ日本国民の貴重な栄養源たる漁場を奪うものであって、正義の名において断じて許すべきではない。われわれはすでに各地の地方大会を了し、ここに全国民の叫びを結集して全世界の良心に訴え、アメリカ及びイギリスに対し右実験の禁止を要望すると共に日本政府に対しその禁止の実現の為に強力な措置をとることを要求する。

右宣言する。

昭和三十一年四月十七日

原水爆実験反対国民大会』

『決

議

昭和三十一年四月十七日、東京において開かれた「原水爆実験反対国民大会」に全国各地から参加

したわれわれは、ここに全国民の総意を以て次のことを要求する。

記

- 一、アメリカ政府は太平洋上エニウエック環礁における原水爆の実験を止めよ
- 一、イギリス政府はインド洋モンテペロ島における原水爆の実験を止めよ
- 一、日本政府は右実験を禁止せしめるよう速やかに強力な措置を講ぜよ

昭和三十一年四月十七日

『原水爆実験反対国民大会』

第一回原水爆禁止世界大会開く

ビキニ事件の発生と同時に、全国規模で原水爆禁止の機運が盛り上がり、原水爆禁止の署名運動が始まった。二十九年八月八日に原水爆禁止署名運動全国協議会が結成され、すでに全国規模で行われている署名の集計することになった。協議会の代表世話人の中には、四月に三崎で原子力の講演を行った賀川豊彦さんも名を連ねている。

署名運動は、さらに原水爆禁止世界大会の開催へと進み、三十年八月六日から八日までの三日間にわたり広島市で第一回原水爆禁止世界大会が開かれた。この日までに集まった署名は三千万人を越えた。この署名の中に三浦市関係の団体名はない。(ビキニ水爆被災資料集による)

この大会に三浦市民が何人参加したかは不明だが、ビキニ水爆被災資料集には神奈川県から一三七人が参加したと記録されている。

第十三光栄丸の遭難

汚染マグロのため三崎港所属船としては全量廃棄の第一号となった第十三光栄丸は、昭和三十年十二月十六日、潮岬南方約八百マイルの地点で突如発生した二十八号台風に巻き込まれ、十六日午後七時「北緯二二度、東経一三七度二五分で台風を退避中」という連絡を最後に消息を絶つという悲運に遭遇した。

第十三光栄丸は、十二月十一日、三崎港を出港、南方漁場に向かっていった。緊急通信のSOSを発していないので、通信機の故障かも知れないという一縷の望みがあったが、その後も連絡がないため十八日、船主から搜索願いが出され、巡視船「あわじ」が搜索に向かった。しかしついに発見されず遭難と断定され、翌年昭和三十一年一月二十五日、三崎の本瑞寺で乗組員二十一人の合同葬が行われた。『この日の参拝者一千余』と二十五日付きの三崎港報は伝えている。

この年、三崎港所属の漁船の遭難が多く、第十三光栄丸を含めて十五件も発生した。

広島―東京平和大行進三浦を歩く

昭和三十三年八月八日夕刻、原水爆禁止日本協議会主催の「広島（一〇〇〇キロ）東京平和大行進」の一行が三浦に到着した。三浦にも原水協の組織ができていて、一行を出迎えた。ビキニ事件の余韻がまだ冷め切っていない時期で、市民の関心も深かった。

一行がわざわざ三浦半島の突端にある三浦市をコースの中に入れたのは、ビキニ事件で被害を受けているからである。

この行進は、広島を起点に、各都市をリレー方式でつなぎながら東京まで歩き、原水爆実験の禁止を訴えようというもので、三浦市では、当時社会党員だった宮口若太郎さんが中心となって一行を出迎えた。

一行の出迎えに当たったM・Sさんは、八日の日記に次のように記している。

『八月八日

夕刻、広島からの平和行進の一行が到着すると云うので、小山氏と迎えに出るが、既に一行は役場

の前で、川崎市長の歓迎の挨拶を受けているところであった。

代表の西本と云う男の答辞は明快で流石と感じさせる。一行は二十五名位ときいていたが労働組合の連中や、共産党員と思われる人達も多数加わり、なかなかの盛況である。



西野小公園についた平和行進の一行
(三浦市職員組合蔵)



三崎下町を行進する平和行進の参加者
(三浦市職員組合蔵)

挨拶交換の後、亦行進に移り我々もその行進に加わる。多少面映ゆい思いであったが、公園で形通りの歓迎会の後、一行は組合の寮と、丸魚の寮へ分宿する。』

一行は翌九日朝、三浦を出立して東京に向かった。

劇団・海「第十三光荣丸ビキニで被爆す・たべてうまいよ三崎のまぐろ」を上演

平成元年三月十一日に、第十三光荣丸の被爆問題をテーマとした演劇「第十三光荣丸ビキニで被爆す・たべてうまいよ三崎のまぐろ」を上演した。これはビキニ環礁被爆三十五周年を記念して、同劇団を主宰する神田時枝さんが書き下ろしたオリジナルで、脚本、演出を担当した。ストーリーは第十三光荣丸の乗組員が出した「訴え」をクライマックスに、汚染されたマグロを海に捨てる男たちの怒りを描いたもので、この劇は平成六年三月二十六日と、五月一日のメーデーの際にも上演された。平成六年三月の上演は、ビキニ環礁被爆四十周年を記念しての再演だった。

核兵器廃絶・平和都市宣言

三浦市は平成三年三月十八日、次のような「核兵器廃絶・平和都市宣言」をした。ビキニ事件での体験が基盤となっている。

『核兵器廃絶・平和都市宣言』

真の恒久平和は、人類共通の念願である。

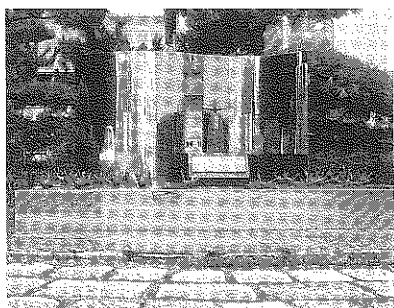
しかしながら、核軍備は依然として続いており、世界平和と人類の生存に深刻な脅威をもたらしている。

我々は、世界最初の核被爆国民として、また、一九五四年にアメリカのビキニ環礁での水爆実験により大きな被害を受けた経験を持つ三浦市民として、核兵器の恐ろしさ、被爆者の今なお続く苦しみをかみしめ、この地球上に再び広島、長崎のあの惨禍を繰り返させてはならないと、全世界の人々に訴えるものである。

ここに我々は、非核三原則（作らず、持たず、持ち込ませず）の完全な遵守を求めるとともに、あらゆる国の核兵器の廃絶と軍縮を願い、日本国憲法に掲げられた恒久平和の理念を日常の市民生活の中に生かし、子々孫々に継承するため「核兵器廃絶平和都市」であることを宣言する。

平成三年三月十八日

三浦市長 久野隆 作



市体育館前に作られた平和モニュメント

この核兵器廃絶・平和都市宣言を受けて、平成四年三月一日、彫刻家、大菊昭治さん、松井石材、鈴木合金の手により核兵器廃絶・平和都市宣言「平和モニュメント」が作られ、市体育館の前に設置された。

3・12三浦国際シンポジウム

平成五年三月十二日、三崎魚市場で「核兵器廃絶、3・1ビキニ被災、核実験被害の実相普及、3・12三浦国際シンポジウム」が三崎魚市場で開かれた。

このシンポジウムは「原爆被害、核実験被害の実相普及と核兵器廃絶」をめざして、二月二十日東京をスタートに、広島、札幌、盛岡、静岡、名古屋、長崎、福岡、松山、高松、鳥取、富山、金沢の各都市を回って行われてきたもので、三浦が最終地だった。このシンポジウムの中に三浦が含まれたのは、昭和二十九年のビキニ事件で大きな被害を受けているからである。

このシンポジウムを開催するに当たって、三浦市文化連盟会長の森本一善さん、県原爆被災者の会三浦支部会長の大高恒男さん、三浦地区労働組合地区協議会の高橋明久さんが、三浦での呼びかけ人となり、「核兵器廃絶、3・1ビキニ被災三浦国際シンポジウム」を成功させる会を組織して市民に呼びかけた。

シンポジウムの内容は、神奈川県原爆被災者の会会員による朗読劇「きのこぐも」、海外代表の核実験被害証言、ビキニ被災の証言、それに参加者を交えての討論が行われた。このシンポジウムには約二百五十人の市民が参加した。

ビキニ被災者の証言では、三浦平和を守る会の松崎晋二郎さん、第八順光丸船長だった久岡登さん、長崎で被爆した山下清子さんが証言した。（久岡さんの証言は、第一部事件の概要・死の灰浴びた第八順光丸で紹介）

マーシャル訪問

平成六年十一月二十日から十二月四日まで、原水爆禁止日本協議会（原水協）の一行がマーシャル諸島を訪問した。ここは昭和二十九年アメリカによる水爆実験（キャッスルテスト）の舞台になったビキニの近くに散在する島々である。四十年も経った現在も、実験の後遺症で悩んでいる人たちのもとを尋ね、核実験の被害調査と救援をしようというもので、総勢三十一人が参加した。訪問団の名称は「核兵器廃絶、マーシャル・ロンゲラップの核実験被害調査・救援、マーシャルとの交流・連帯日本原水協代表団」である。

三浦市からは小林直樹さんがマーシャル三浦実行委員の立場で参加した。

